

指定病院等における 不在者投票事務の手引

令和 8 年 4 月 5 日 執行
大田市議会議員一般選挙

大田市選挙管理委員会

(T E L 0 8 5 4 - 8 3 - 8 1 4 0)

(F A X 0 8 5 4 - 8 2 - 2 4 8 0)

目 次

◎	はじめに	1
第 1	不在者投票とは	1
第 2	指定病院等とは	2
第 3	不在者投票をすることができる者	2
第 4	不在者投票のできる期間は	4
第 5	不在者投票管理者とは	4
第 6	不在者投票管理者の主な仕事は	5
第 7	投票記載場所の設備は	6
第 8	不在者投票の手続きは	7
第 9	投票には投票立会人の立会が必要である	11
第 10	不在者投票の送致	12
第 11	記録の作成について	13
第 12	所要費用について	13

凡 例

この手引において左欄に掲げる用語は、
それぞれ右欄に掲げる略称を用いました。

用 語	略 称
公 職 選 挙 法	法
公職選挙法施行令	令
公職選挙法施行規則	則

◎ はじめに

この手引に書かれている不在者投票の事務手続は、不在者投票を行うことができる病院、老人ホーム等の不在者投票管理者のもとで行う不在者投票の場合についてのみ記載してあります。

第1 不在者投票とは

1. 投票の原則

- ・ 選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。
(法第44条第1項)
- ・ 投票用紙は、選挙の当日、投票所において選挙人に交付しなければならない。
(法第45条第1項)

2. 投票原則の例外としての不在者投票

数多い選挙人の中には、病院に入院しているとか、船に乗って航海に出てしまふとか等の理由で、投票したいという意思を持ちながらも、選挙当日、その人が登録されている投票所まで行って投票することができないと見込まれる人があります。

そこで、不在者投票はこのような事情に該当すると見込まれる人のために、投票日の前でもあらかじめ投票ができるように考えられた制度です。

3. 不在者投票の種類

- ・ 名簿登録地以外の選挙管理委員会における投票
- ・ 名簿登録地の選挙管理委員会における投票
- ・ 船員の投票
- ・ 指定病院、指定老人ホーム、刑事施設、少年院などにおける投票
- ・ 国外における投票・南極投票
- ・ 郵便等における投票

第2 指定病院等とは

次の施設で、不在者投票を行うことができる施設として、県選挙管理委員会が指定したものをいいます。(以下「指定病院等」という。)

1. 病院

医療法に規定された病院で、介護老人保健施設も含まれます。

2. 老人ホーム

老人福祉法に規定された養護老人ホーム等

3. 身体障害者支援施設

障害者自立支援法に規定された障害者支援施設等

4. 保護施設

生活保護法に規定された救護施設等

(令第55条第2項)

なお、大田市内における島根県選挙管理委員会が指定した、不在者投票を行うことができる病院・老人ホーム・身体障害者支援施設・保護施設の一覧は、23Pを参照ください。

第3 不在者投票をすることができる者

指定病院等で不在者投票のできる者は、次のすべての条件を満たしていなければなりません。

1. 選挙人であること。

ア、不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有していること。

イ、選挙人名簿に登録されていること。

選挙人名簿に登録される人		抹消される人
市外からの転入者	年齢要件	市外に転出される方
令和7年12月28日までに転入届をした人	平成20年4月6日までに生まれた人	令和8年4月4日までに転出されると投票できません。

2. 指定病院等に入院中又は入所中であること。
3. 選挙の当日、次のいずれか1つに該当すると見込まれる者であること。
- ア、歩行は容易であるが入院又は入所している指定病院等が自分の登録されている投票区の区域外にあること。

(法第48条の2第1項第2号)

- イ、疾病・負傷・妊娠・老衰・身体の障害若しくは産褥にあたるため、歩行が困難であること。

(法第48条の2第1項第3号)

区分 \ 所在	区域内の「指定病院等」 に入院(入所)中	区域外の「指定病院等」 に入院(入所)中
歩行可能な人 (外出可能)	できない(×)	できる(○)
病気負傷等のため歩行が 困難な人(上記3.イ該当)	できる(○)	できる(○)

4. 指定病院等で不在者投票のできる人は、入院患者及び入所者に限られています。
通院患者や入院患者の付添人、当該指定病院等の職員はその病院等で不在者投票をすることはできません。

第4 不在者投票のできる期間は

不在者投票のできる期間は選挙の期日の告示の日の翌日から選挙の期日（投票日）の前日までです。

告示日	令和8年3月29日（日）
投票日	令和8年4月5日（日）
不在者投票のできる期間	令和8年3月30日（月）から4月4日（土）
不在者投票のできる時間	午前8時30分から午後5時まで

第5 不在者投票管理者とは

「指定病院等」における不在者投票の不在者投票管理者には、原則としてその「指定病院等」の長が不在者投票管理者となります。

不在者投票管理者は、不在者投票に関する手続きのすべてについて最終的な決定権を持っており、不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行することが役目です。

注意事項については、以下のとおりです。

1. 指定病院の院長等が候補者となった場合又は指定病院の院長等が外国人である場合は、病院の院長の職務を代理すべき医師・歯科医師若しくは老人ホームの長・身体障害者支援施設の長又は保護施設の長の職務を代理すべき人が不在者投票管理者となることになっています。

（令第55条第8項、第9項）

2. 指定病院の院長等に事故があったり欠けた場合も同じです。

（令第55条第9項）。

3. 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。

（法第135条第2項）

第6 不在者投票管理者の主な仕事は

指定病院の院長等には不在者投票管理者として次のような事務を処理していただくこととなります。

1. 入院又は入所中の選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を、大田市選挙管理委員会に請求してください。

このとき選挙人は、「依頼書」(別添資料1)による請求依頼を不在者投票管理者あてにしてください。

(令第50条第4項)

2. 上記1によって投票用紙などの交付を受け、これを選挙人に渡してください。

(令第53条第4項)

3. 選挙人が不在者投票をする際、下記に不備がないか点検してください。

- (1) 投票用紙
- (2) 投票用封筒
- (3) 不在者投票証明書(個人で請求した場合のみ)

(令第58条第1項、第2項)

4. 選挙人が不在者投票をする際に選挙権を有する者を立会人に選び、立ち会わせてください。(選挙権があればよく、大田市議会議員一般選挙の選挙権を有している必要はありません。)

(令第58条第3項)

5. 不在者投票記載所の設備をしてください。(令第58条第4項)

6. 選挙人から代理投票の申請を受けた際にその許否を決定してください。

(令第58条第4項)

7. 不在者投票を大田市選挙管理委員会に送致してください。

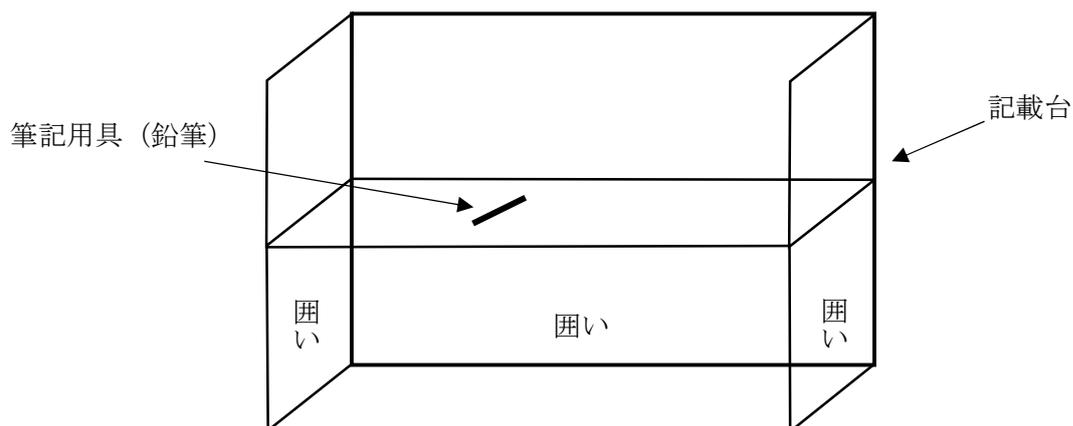
(令第60条第1項第1号)

これらは、事前に担当者と日程(投票の意思確認、投票用紙等の請求、不在者投票、投票の送致等)や場所などについて、十分な打ち合わせを行ってください。

第7 投票記載場所の設備は

1. 不在者投票管理者は、投票記載場所について、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように投票の秘密を保持し、また投票用紙の交換その他不正が行われることを防止するために、相当の設備をしなければなりません。

(令第58条第4項)



2. 投票記載場所には、候補者の氏名等を記載したポスター等の文書図面を掲示することはできません。掲示してあるときは撤去してください。

(法第143条第3項、法第145条第1項、

法第201条の11第6項、法第201条の13第1項)

なお、投票記載台にも、当日の投票所と違って、候補者の氏名等を掲示することはできないことになっていますが、選挙管理委員会から送付する選挙公報などによって、候補者の氏名等の周知を図ってください。

3. ベッドの上で投票できるか

原則としてベッドの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人等歩行困難な選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会がある場合に限り、ベッドの上ですることもできます。この場合においては、投票の秘密保持に十分注意を払い、また投票の取扱いを慎重にしなければなりません。

第8 不在者投票の手続きは

1. 投票用紙等の請求の方法

投票用紙及び投票用封筒を請求する方法は、選挙人が自ら請求する場合と指定病院の院長等又はその代理人が代わって請求する場合の二通りがあります。

(1) 必要書類

選挙人自らが請求する場合	指定病院の院長等又はその代理人が選挙人に代わって請求する場合
・選挙の当日不在者投票事由に該当する見込みである旨の宣誓書	・投票用紙等請求書 (19P) (院長等の押印は必要ありません。)
・指定病院等で投票する旨の申立書	・請求書別紙 (20P) (別添様式1号2枚目)

(2) 投票用紙等の請求先等

請求先	大田市選挙管理委員会委員長
請求期限	4月4日(土)(選挙期日の前日)まで なお、選挙期日の告示の日(3月29日)前においても行うことができます。
請求方法	直接又は郵便等

(3) 点字で投票しようとする場合

視覚障がい者である選挙人が点字によって投票しようとする場合は、選挙人自らが請求するときはその旨の申立を、指定病院の院長等又はその代理人が選挙人に代わって請求するときには、請求書別紙の備考欄にその旨を記載してください。

(4) 投票用紙の交付を受けたら

投票用紙等の交付を受けたら、種別・数量を必ず点検するとともに、保管は鍵のかかる金庫などで行い、紛失等のないよう管理に十分注意を払ってくだ

さい。また、鍵は厳重に管理してください。

(5) 不在者投票の方法

① 不在者投票をさせる前にしなければならないこと

ア、投票用紙等の点検（令第58条第1項）

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、所定のものであるかどうか、選挙人であるかどうかを確認してください。

【投票用紙の種類】

選挙の種類	紙の色	インクの色
大田市議会議員一般選挙	白色	黒色

このほか、選挙人自らが投票用紙を請求した場合の注意点は以下のとおりです。

イ、候補者の氏名等が記載してある場合の措置

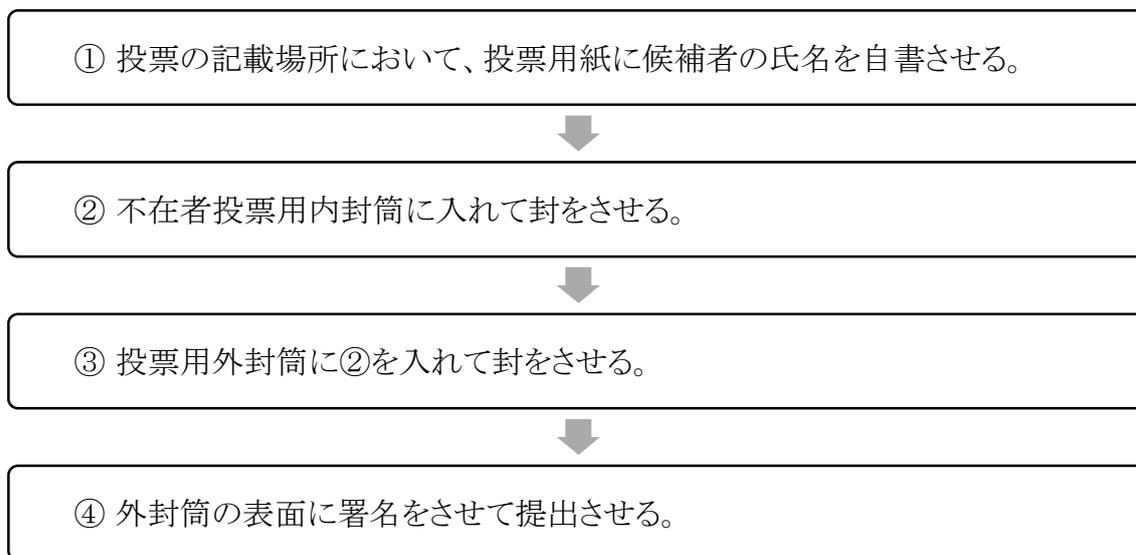
投票用紙に候補者の氏名が既に記載されている場合は、不在者投票管理者は選挙人に投票用紙等を返還し、大田市選挙管理委員会委員長に、その投票用紙と引き換えに再交付の請求をさせたいうえ、所定の不在者投票を行わせてください。

ウ、不在者投票証明書の点検（令第58条第2項）

- ・ 選挙人が自分で投票用紙等を請求したものであるときは、不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒が開披されていないかどうかを点検してください。不在者投票証明書の封筒が開披されているときは、選挙人が誤って開披したかどうかを問わず、投票させることはできません。
- ・ 不在者投票をする指定病院等と不在者投票証明書に記載されている投票をしようとする指定病院等とが一致するかどうかを確認します。一致しないときは、選挙人に理由を聞き、正当な理由があるときには投票させることができます。

② 投票するときの手続(令第58条第1項)

ア、不在者投票の手順



イ、投票用外封筒の署名を忘れてはなりません。また、指定病院の院長等が選挙人に代わって氏名を記載してはなりません。

ウ、投票用外封筒の署名の下に捺印するとか、投票用封筒に印をもって封緘する必要はありません。

③ 点字投票をするとき

点字投票の投票用紙は、通常の投票用紙と異なっていますのでご注意ください。

投票用紙の特記事項	紙の色	インクの色
投票用紙の右下に赤文字で「点字投票」の表示あり。	空色	赤色

なお、点字投票をするときの投票用外封筒の表面の署名は、投票用内封筒を投票用外封筒に入れる前に点字で打ってもらってください。

④ 代理投票を希望する者がいるとき

選挙人が身体の故障等のため候補者の氏名を自書することができないときは、申請により代理投票をさせることができます(申請は口頭でよい)。

ア、代理投票をさせるときは、立会人の意見を聴いて補助者2人を決めます。

このとき、立会人や付添人を補助者とししないでください。(後述エ)

イ、 定めた 2 人の補助者のうち、 1 人を立ち会わせて上で、 もう一方の補助者が選挙人の指示する候補者の氏名等を記載してください。

代理投票の手順については次のとおりです。

① 補助者は投票の記載場所において、 投票用紙に選挙人の指示する候補者の氏名を記載する。



② 補助者は不在者投票用内封筒に入れて封をする。



③ 補助者は投票用外封筒に②を入れて封をする。



④ 補助者は外封筒の表面に選挙人の氏名を記載して提出させる。

ウ、 このとき、 選挙人に代わって代理で候補者の氏名を記載した者が外封筒の表面に代理記載人として名前を書くことがないよう、 注意してください。

エ、 代理投票の補助者は、 事務従事者の中から定めなければなりません。 選挙人の家族や立会人が補助者となることはできません。

オ、 代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、 立会人の意見を聴いて代理投票を拒否することができます。

⑤ 代理投票の仮投票をさせる場合

代理投票の仮投票をさせるのは、 次の場合です。

- I. 代理投票を拒否された選挙人に不服がある時
- II. 代理投票をさせることについて立会人に異議があるとき

代理投票の仮投票の場合は、 代理投票の補助者のうち投票用紙に候補者の氏名を記載した者に、 不在者投票用外封筒の表面に選挙人の氏名を記載させ、 さらにその者(補助者)の氏名を表面左下段に「代理記載人 ○○○○○」と記載させて提出してください。

第9 投票には投票立会人の立会が必要である

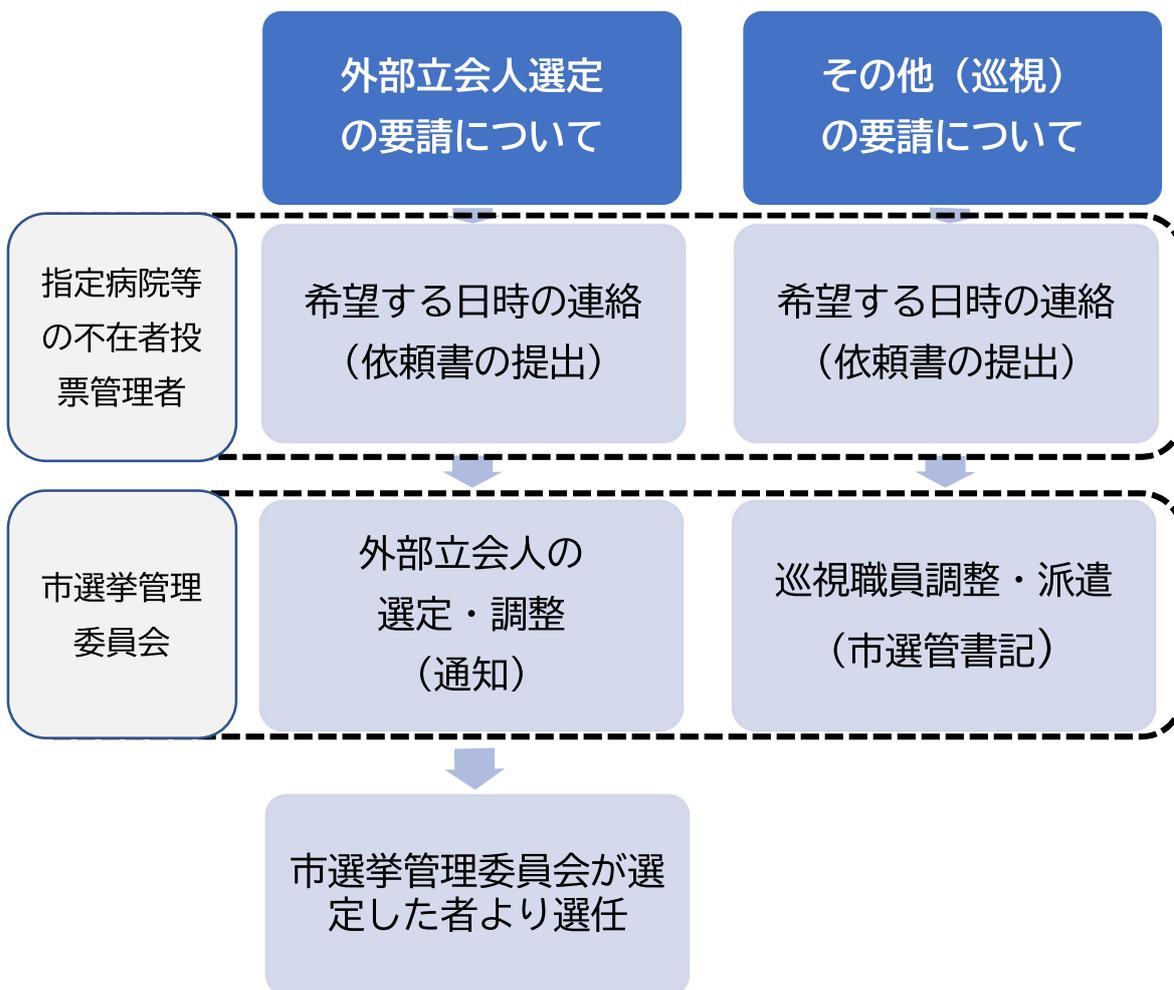
不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合において選挙権を有する立会人を立会させなければなりません。(令第58条第3項)

立会人は、不在者投票管理者及びその補助者(事務従事者)、代理投票の補助者とは、兼ねることはできません。

1. 不在者投票における公正確保(外部立会人の努力義務等)

公職選挙法の改正により、不在者投票管理者は市町村選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせる事その他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないとされています。(法第49条第10項)

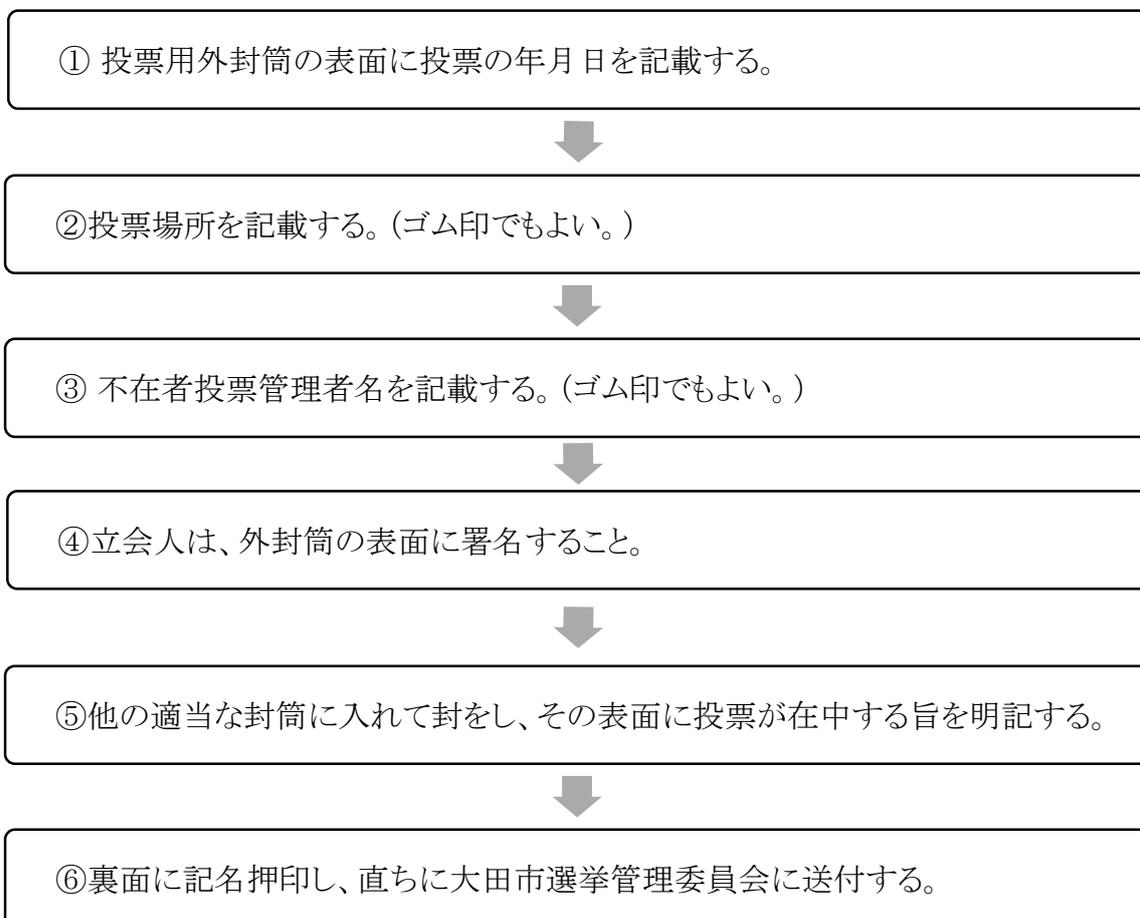
なお、市選挙管理委員会への外部立会人選定、巡視の要請を予定される場合は、投票予定日の7日前までに選挙管理委員会事務局あてご連絡ください。(16Pを参考に依頼文を提出)



区 分	外部立会人	その他(巡視)
現場における立場	不在者投票立会人	市選挙管理委員会職員
拘束時間	不在者投票期間の全部	不在者投票期間の一部 又は全部
職務内容 (市職員による対応 については報酬、費 用弁償不要)	<ul style="list-style-type: none"> ・投票事務適正執行監視 ・投票全般の立会 ・投票用紙交付立会 ・代理投票の可否について 意見を述べる ・不在者投票外封筒署名 	<ul style="list-style-type: none"> ・投票事務適正執行確認

第10 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取った場合において、次のとおり処置を行い、大田市選挙管理委員会に送致してください。(令第60条)



不在者投票用外封筒に、投票の年月日及び場所の記載、不在者投票管理者の記名、立会人の署名を忘れてしまうと、その投票は受理されないこととなるので注意してください（14P 不在者投票用外封筒の記載例を参照）。

第11 記録の作成について

1. 不在者投票実施てん末書への記録及び保管

記 載 事 項	選挙の種類
	実施年月日
	実施場所
	不在者投票管理者職氏名 （指定病院の院長等の又はその代理人の職・氏名）
	立会人の氏名
	投票をした選挙人の氏名
	代理投票をした場合は選挙人と補助者の氏名
	事務補助者の職・氏名

（別添様式 1 号 1 枚目）

2. 不在者投票記録簿の作成及び保管

記 載 事 項	請求先選挙管理委員会名（大田市選挙管理委員会）
	請求月日、請求数
	交付月日、交付数
	送付（送致）月日、投票者数
	送付（送致）方法 （直接、郵送等）

（別添様式 2 号）

第12 所要費用について

指定病院等で不在者投票を行った場合に要した経費は、指定病院の院長等からの請求によって選挙人 1 人につき 1,236 円を大田市において負担します。

請求の手続きについては、「不在者投票特別経費請求書」（別添様式 3 号） 22P により、大田市選挙管理委員会に請求してください。

(参考)不在者投票用外封筒の記載例

表

※3 不在者投票管理者(又はその補助者(事務従事者)が記名(ゴム印でもよい)すること

※4 必ず立会人が署名(自書)すること

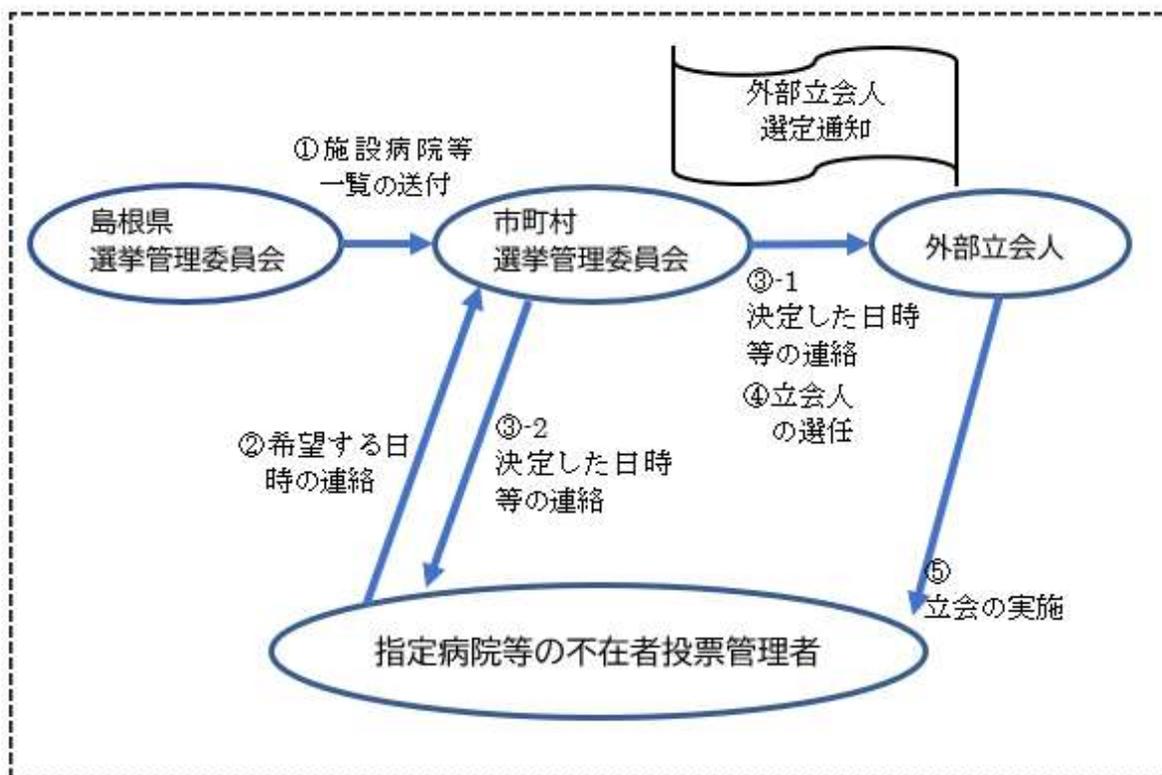
令和8年4月5日執行 大田市議会議員一般選挙 不在者投票 (外封筒)		
大田市長選挙 管理印		
投票者	○○○○	※1
(代理記載人氏名) 注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。		
事務処理欄		
投票年月日	令和 ○○年 ○○月 ○○日	
投票場所	○○病院	※2
不在者投票管理者	○○病院院長	○○○○ ※3
立会人	○○○○	※4
投票区番号	名簿番号	

※1 必ず選挙人本人が署名すること
代理記載人欄には氏名を記載しない(仮投票のみ)

※2 不在者投票管理者(又はその補助者(事務従事者)が記入すること

(裏面には記載する箇所がありません)

指定病院等における不在者投票の外部立会人に係る事務の流れ



- ① 県選管は、市町村選管に対し、不在者投票が行われる指定病院等の一覧を送付する。
- ② 市町村選管は、指定病院等の不在者投票管理者から希望する日時等の連絡を受け、具体的な外部立会人の選定に向けて調整する。
- ③ 市町村選管は、当該指定病院等の外部立会人を選定のうえ、通知(③-1)し、指定病院等の不在者投票管理者に連絡する(③-2)。
- ④ 指定病院等の不在者投票管理者は、選定された外部立会人を立会人に選任する。
- ⑤ 外部立会人は、指定病院等において立ち会いを実施する。

(参考様式)

年 月 日

大田市選挙管理委員会
委員長 白 井 泉 様

施設の管理者

外部立会人の選定について（依頼）

当方においては、公職選挙法第49条第1項の規定に基づき、下記のとおり不在者投票を行う予定です。

つきましては、同条第10項の規定に基づく外部立会人の選定をお願いいたします。

記

1 日 時

2 場 所

3 施 設 名

4 依頼事項 立会人 1名の選定

施設担当者氏名

電話番号

年 月 日

様

大田市選挙管理委員会

外部立会人の選定について（通知）

あなたを、下記のとおり行われる指定病院等における不在者投票の外部立会人に選定しましたので通知します。

記

日 時：

場 所：

施 設 名：

依 頼 書

私は、令和8年4月5日執行の大田市議会議員一般選挙の投票を当施設で行いた
いので投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求して下さるよう依頼いたし
ます。

令和8年 月 日

施設の長

様

選 挙 人

住 所 大田市 町 番地

氏 名

生年月日 年 月 日生（男・女）

本人から施設長に対して依頼する際の様式です。
依頼は口頭でも OK ですが、争訟となった場合等のために
作成すべきものとされています。

投票用紙等請求書

別記の選挙人は、令和8年4月5日執行の大田市議会議員一般選挙の当日、当施設にあるため当施設において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼があったので、別記選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和8年 月 日

(住所)

(施設名)

(不在者投票管理者)

(施設の長の氏名)

大田市選挙管理委員会委員長 殿

施設の長から市選挙管理委員会に請求する際の様式です。
不在者投票用紙の請求は、告示日の前からでも可能となっています。

令和8年4月5日執行 大田市議会議員一般選挙
請求書別紙兼不在者投票実施てん末書

不在者投票管理者保管用

様式1号(1枚目)

選挙人名 (生年月日)(性別)	住所	選挙人名簿に記載 されている住所	投票の 年月日	実施場所	不在者投票 管理者職氏名	立会人名氏名	代理投票の場 合の補助者の氏 名	事務補助者の 職氏名	備考
(年 月 日生)(男・女)	市 町 番地	市 町 番地	令和 年 月 日						
(年 月 日生)(男・女)	市 町 番地	市 町 番地	令和 年 月 日						
(年 月 日生)(男・女)	市 町 番地	市 町 番地	令和 年 月 日						
(年 月 日生)(男・女)	市 町 番地	市 町 番地	令和 年 月 日						
(年 月 日生)(男・女)	市 町 番地	市 町 番地	令和 年 月 日						
(年 月 日生)(男・女)	市 町 番地	市 町 番地	令和 年 月 日						
(年 月 日生)(男・女)	市 町 番地	市 町 番地	令和 年 月 日						
(年 月 日生)(男・女)	市 町 番地	市 町 番地	令和 年 月 日						

- (注)
1. 投票用紙等を請求する場合は、太枠の中の欄(必要に応じ備考欄も)を記入の上、選挙管理委員会提出用を切り離し、不在者投票等請求書に添付してください。
 2. 「住所」と「選挙人名簿に登録されている住所」欄はそれぞれ番地まで記載し、両者が同じ場合には、「選挙人名簿に登録されている住所」欄は、「同左」と省略しても差し支えありません。
 3. この表は、不在者投票管理者において保管してください。

令和8年4月5日執行 大田市議会議員一般選挙
請求書別紙兼不在者投票実施てん末書

大田市選挙管理委員会提出用

様式1号(2枚目)

選挙人名 (生年月日)(性別)	住所	選挙人名簿に記載 されている住所							
(年 月 日生)(男・女)	市 町 番地	市 町 番地							
(年 月 日生)(男・女)	市 町 番地	市 町 番地							
(年 月 日生)(男・女)	市 町 番地	市 町 番地							
(年 月 日生)(男・女)	市 町 番地	市 町 番地							
(年 月 日生)(男・女)	市 町 番地	市 町 番地							
(年 月 日生)(男・女)	市 町 番地	市 町 番地							
(年 月 日生)(男・女)	市 町 番地	市 町 番地							
(年 月 日生)(男・女)	市 町 番地	市 町 番地							

- (注)
1. 投票用紙等を請求する場合は、太枠の中の欄(必要に応じ備考欄も)を記入の上、この表を切り離し、投票用紙等請求書に添付してください。
 2. 「住所」と「選挙人名簿に登録されている住所」欄はそれぞれ番地まで記載し、両者が同じ場合には、「選挙人名簿に登録されている住所」欄は、「同左」と省略しても差し支えありません。

不 在 者 投 票 記 録 簿

選挙人が登録されている 選挙人名簿の属する選挙 管 理 委 員 会 名	請 求		交 付		送 付 (送 致)			備 考
	請 求 月 日	請 求 数	交 付 月 日	交 付 数	送付(送致)月日	投票者数	送付(送致)方法	
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			

(注) 1. 「請求」欄には、投票用紙、不在者投票用封筒を請求した月日、請求数を、「交付」欄には、投票用紙等が交付された月日、交付数を、「送付(送致)」欄には、投票のあった不在者投票を送付もしくは送致した月日、投票者数、送付もしくは送致方法を記入してください。
 2. 「備考」欄には、「不在者投票実施でん末書」の「No」を記入するほか、特記すべき事項を記入してください。

不在者投票の経過を記録しておく様式です。
 不在者投票の請求や送は複数回に渡る場合などもあります。不在者投票の請求、交付、送付に漏れがないことを確認するためにも、作成をお願いします。

様式3号

不在者投票特別経費請求書

一金 _____ 円

(@ 1,236円 × 人分)

ただし、令和8年4月5日執行の大田市議会議員一般選挙の不在者投票特別経費

上記のとおり請求します。

令和8年 月 日

所在地

名称

代表者

外部立会人は、市の職員等を派遣するため、報酬等は発生しません。経費は、不在者投票を行った人数分入力してください。

印

大 田 市 長 様

振 込 口 座

預 金 口 座	金融機関	銀行・組合 金庫・連合会								支店・支所 出張所			
	預金種別	1 普通預金	3 貯蓄預金					口座番号					
	カナ口座名義	2 当座預金	9 その他										

指定病院・指定老人ホーム等一覧表

1. 指定病院(介護老人保健施設含む。)

市町村名	No.	名称、所在地	電話番号	指定年月日
大田市	52	医療法人恵和会石東病院 694-0064 大田市大田町大田イ 860-3	0854-82-1035	S38.3.12
	53	大田市立病院 694-0063 大田市大田町吉永 1428-3	0854-82-0330	H11.2.1
	54	介護老人保健施設恵寿苑 694-0064 大田市大田町大田イ 860-3	0854-82-3301	H8.9.27
	55	介護老人保健施設たてがみの郷 699-2211 大田市波根町 1290-1	0854-85-8181	H15.9.30

2. 指定老人ホーム等

市町村名	No.	名称、所在地	電話番号	指定年月日
大田市	107	特別養護老人ホーム眺峰園 694-0013 大田市川合町吉永 1025-1	0854-82-2830	H23.6.28
	108	介護老人福祉施設サンシルバーさわらび 694-0044 大市長久町土江 65 番地 2	0854-86-8001	S60.10.15
	109	社会福祉法人慈光会 特別養護老人ホーム湯の郷苑 699-2513 大田市温泉津町上村 461	0855-65-3800	S63.6.14
	110	介護老人福祉施設サンデイズ双葉園 694-0054 大田市鳥井町鳥井 1881-1	0854-84-0222	H13.3.16
	111	介護老人福祉施設ゆうイングさわらび 694-0044 大市長久町土江 55-2	0854-84-0101	H14.1.11
	112	ケアハウスピラおおだ 694-0011 大田市川合町川合 1081-2	0854-82-7476	H23.6.28
	113	養護老人ホーム福寿園 694-0011 大田市川合町川合 1085-1	0854-82-0291	H18.4.1